

改正

平成二一年 一月三〇日規則第二号
平成二四年 三月三〇日規則第一八号
平成二五年 三月二九日規則第一六号
平成二六年 三月三一日規則第四〇号
平成二七年 三月三一日規則第二〇号
平成二八年 三月三一日規則第四五号
平成三〇年 三月二八日規則第一〇号
令和 六年 三月二九日規則第二〇号
令和 七年 九月三〇日規則第八八号

江戸川区立障害者施設条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、江戸川区立障害者施設条例（平成十九年十二月江戸川区条例第四十一号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開所時間)

第二条 江戸川区立障害者施設（以下「施設」という。）の開所時間は、午前八時三十分から午後五時までとする。ただし、江戸川区長（以下「区長」という。）が特に必要と認めるときは、変更することができる。

一部改正〔平成二七年規則二〇号〕

(休業日)

第三条 施設の休業日は、次のとおりとする。ただし、区長が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

- 一 日曜日及び土曜日。ただし、江戸川区立福祉作業所分室においては、日曜日及び月曜日
- 二 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日
- 三 一月二日及び同月三日並びに十二月二十九日から同月三十一日まで

一部改正〔平成二一年規則二号・二七年二〇号・二八年四五号〕

(条例第三条に規定する規則で定める事業)

第三条の二 条例第三条に規定する江戸川区規則（以下「規則」という。）で定める事業は、別表

に定める事業その他区長が必要と認める事業とする。

追加〔平成二一年規則二号〕、一部改正〔令和七年規則八八号〕

(工賃の支払)

第三条の三 前条に定める事業のうち就労継続支援の事業を利用する者に対し、毎月、別に区長が定めるところにより、工賃を支払う。

追加〔平成二一年規則二号〕

(利用の申請)

第四条 条例第五条第一項の規定により、施設を利用しようとする者は、利用申請書を区長に提出しなければならない。

(利用の承認)

第五条 区長は、前条の申請があったときは、利用の適否を審査し、適当と認めるときは、申請者に対し、利用承認書を交付する。ただし、不適当と認めるときは、利用不承認書を交付する。

一部改正〔令和七年規則八八号〕

(利用承認の取消し)

第六条 前条の規定により利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）が、利用の取消しをしようとするときは、利用承認取消願を区長に提出しなければならない。

(使用料の納付期日)

第七条 条例第七条に規定する規則で定める期日は、区長が指定した日とする。

一部改正〔令和七年規則八八号〕

(使用料の減額又は免除)

第八条 条例第八条に規定する特別の理由とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいい、それぞれ当該各号に定めるところにより使用料を減額し、又は免除することができる。

一 災害、盗難等による被害を受け、使用料を納付することができない場合 全額

二 前号に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認める場合 区長が認める額

2 前項の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、使用料減額・免除申請書を区長に提出しなければならない。

一部改正〔平成三〇年規則一〇号〕

(使用料の還付)

第九条 条例第九条ただし書に規定する特別の理由により還付することができる場合とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいい、それぞれ当該各号に定めるところにより使用料を還付する

ことができる。

- 一 利用者の責任によらない理由により利用することができない場合 全額
- 二 前号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認める場合 区長が認める額
一部改正〔平成三〇年規則一〇号〕

(利用承認の取消し等の通知)

第十条 区長は、条例第十条の規定により利用の承認を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止したときは、利用取消等通知書により、利用者に通知するものとする。

(禁止行為)

第十一条 利用者は、次の行為をしてはならない。

- 一 承認外の施設を利用すること。
- 二 定められた場所以外で火気を使用すること。
- 三 無断で設備その他の現状を変更すること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、管理上支障があると認められる行為をすること。

(係員の指示)

第十二条 施設の利用者は、その利用について係員の指示を守らなければならない。

(指定管理者指定申請書の提出等)

第十三条 条例第十五条に規定する指定管理者の指定を受けようとする者は、指定管理者指定申請書を区長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、条例第十七条第二項に規定する事業計画書及び次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 施設の運営に係る職員配置提案書及び経費見積書
- 二 法人の定款
- 三 前項の申請書を提出する日の属する事業年度の法人の収支予算書及び前事業年度の決算報告書
- 四 法人の事業経歴及び概要
- 五 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類
一部改正〔平成三〇年規則一〇号・令和七年八八号〕

(様式)

第十四条 この規則の施行について必要な様式は、別に区長が定める。

(委任)

第十五条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に区長が定める。

付 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。ただし、第十三条及び第十四条の規定は、公布の日から施行する。

付 則（平成二十一年一月三〇日規則第二号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、第三条に一項を加える改正規定及び付則の次に別表を加える改正規定中江戸川区立福祉作業所分室に係る部分は、江戸川区立障害者施設条例の一部を改正する条例（平成二十年十二月江戸川区条例第三十三号）付則第一項ただし書に規定する日から施行する。

（江戸川区立福祉作業所条例施行規則等の廃止）

- 2 次に掲げる規則は、廃止する。

一 江戸川区立福祉作業所条例施行規則（昭和五十五年三月江戸川区規則第四号）

二 江戸川区立ほのぼの作業所条例施行規則（昭和五十五年三月江戸川区規則第三号）

三 江戸川区立知的障害者援護施設条例施行規則（平成十五年三月江戸川区規則第十二号）

付 則（平成二四年三月三〇日規則第一八号）

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

付 則（平成二五年三月二九日規則第一六号）

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

付 則（平成二六年三月三十一日規則第四〇号）

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

付 則（平成二七年三月三十一日規則第二〇号）

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

付 則（平成二八年三月三十一日規則第四五号）

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

付 則（平成三〇年三月二八日規則第一〇号）

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

付 則（令和六年三月二九日規則第二〇号）

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

付 則（令和七年九月三〇日規則第八八号）

この規則は、令和七年十月一日から施行する。

別表（第三条の二関係）

施設名	事業
江戸川区立希望の家	一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第五条第七項に規定する生活介護（以下「生活介護」という。）に関する事 二 法第五条第十五項に規定する就労継続支援（以下「就労継続支援」という。）に関する事 三 法第五条第十九項に規定する特定相談支援事業（以下「特定相談支援事業」という。）及び児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の二の二第六項に規定する障害児相談支援事業（以下「障害児相談支援事業」という。）に関する事
江戸川区立虹の家	一 生活介護に関する事。
江戸川区立みんなの家	一 生活介護に関する事。 二 特定相談支援事業及び障害児相談支援事業に関する事。
江戸川区立えがおの家	一 生活介護に関する事。
江戸川区立さくらの家	一 生活介護に関する事。
江戸川区立福祉作業所 江戸川区立福祉作業所分室	一 就労継続支援に関する事。

全部改正〔平成二七年規則二〇号〕、一部改正〔平成二八年規則四五号・三〇年一〇号・令和六年二〇号・七年八八号〕